

平成 31(2019)年度光化学オキシダント夏期対策を実施します

公開日:2019年4月24日

光化学オキシダント濃度の上昇が予想される夏期において、光化学オキシダントによる健康被害を未然に防止するため、土日や祝日にも職員を配置するなど監視体制と連絡体制を強化します。

予報・注意報等の発令時には、緊急時の連絡系統により、県民へ迅速に必要な事項を周知するとともに、協力工場に対し、施設の燃料使用量の削減要請を行うなど、光化学オキシダント濃度の低減に努めます。

実施期間

2019年5月10日(金曜日)から9月10日(火曜日)

対象地域

小豆地域(土庄町、小豆島町)、東讃地域(東かがわ市、さぬき市、三木町)、中讃地域(丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町)、西讃地域(観音寺市、三豊市)、高松地域(高松市)、直島地域(直島町)

実施内容

監視体制と連絡体制の強化

・大気汚染常時監視システム中央監視局(県環境保健研究センター内に設置)では、光化学オキシダントの大気汚染状況を迅速かつ的確に把握できるよう、土日や祝日にも職員を配置して監視体制を強化します。

・光化学オキシダント濃度は、気温や風の強さなど気象状況に影響を受けるため、高松地方気象台と連携をとりながら、気象状況の把握に努めます。

・緊急事態に迅速に対応することができるよう、県関係各課・各市町及び報道機関との連絡系統や連絡手段の整備・確認を行いました。

予報・注意報等の発令時の対応

・予報・注意報等の発令時や解除時には、関係機関等を通じて、県民・学校等に対し、迅速に発令・解除内容や健康被害が発生した場合の措置等を周知します。

・予報・注意報等の発令内容に応じ、協力工場に施設の燃料使用量の削減要請を行うなど、光化学オキシダント濃度の低減に努めます。

過去の実施状況

昭和53年度から毎年実施(平成30年度は東讃地域で2回、中讃地域で2回、西讃地域で2回予報を発令。注意報の発令なし。)